(6)　特定管理・特別監視の終了等

機構は、特定管理を命ずる処分又は特別監視指定の日から一年以内に、特定管理又は特別監視を終えるものとする。ただし、やむを得ない場合には、一年を限り、延長することができることとした。（第一二六条の一〇及び第一二六条の一二関係）

(7)　株主総会等の特別決議等に代わる許可

特別監視金融機関等は、裁判所の許可を得て、事業の譲渡等、役員等の解任・選任等を行うことができることとした。（第一二六条の一三関係）

(8)　回収等停止要請

機構は、金融機関等が債権の回収等を行うことにより、特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、必要な措置が講じられるまでの間、債権者としての権利の行使をしないことの要請をしなければならないこととした。（第一二六条の一四関係）

(9)　破産手続開始の申立て等に係る内閣総理大臣の意見等

内閣総理大臣は、特別監視金融機関等に対し破産手続開始の申立て等が行われたときは、申立ての決定等がなされる前に、裁判所に対し、特別監視金融機関等に関する事項の陳述をし、当該決定等の時期等について意見を述べることができることとした。（第一二六条の一五関係）

(10)　差押禁止動産等

特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等の業務に係る動産等であって、特定合併等により特定救済金融機関等に承継等されるものは、差し押さえることができないこととした。（第一二六条の一六関係）

(11)　資産の国内保有

内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特定認定に係る金融機関等の資産を国内において保有することを命ずることができることとした。（第一二六条の一七関係）

(12)　資金の貸付け等

機構は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等から、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、資金の貸付け等を行う旨の決定をすることができることとした。（第一二六条の一九関係）

(13)　特定第一号措置に係る特定認定の取消し

内閣総理大臣は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等が第一二六条の二第一項第二号に掲げる金融機関等に該当するときは、会議の議を経て、当該特定認定を取り消すことができることとした。（第一二六条の二〇関係）

(14)　財務内容の改善のための措置を定めた計画の提出等

特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等は、特定株式等の引受け等の申込みを行わないときは、それ以外の方法による財務内容の改善のための措置を定めた計画を提出しなければならないこととしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一二六条の二一関係）

(15)　特定株式等の引受け等

特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等と機構が、当該金融機関等の財務内容の改善のために特定株式等の引受け等の決定を求めた場合には、内閣総理大臣は、一定の要件に該当する場合に限り、特定株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一二六条の二二～第一二六条の二七関係）

(16)　特定資金援助等

特定合併等を行う金融機関等で特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等（以下「特定破綻金融機関等」という。）でない者等（以下「特定救済金融機関等」という。）が、機構が特定合併等を援助するため特定資金援助を行うことを機構に申し込んだ場合には、内閣総理大臣が、一定の要件に該当する場合に限り特定合併等について認定を行うことを前提に、機構は、特定資金援助を行う旨の決定をすることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一二六条の二八～第一二六条の三一関係）

(17)　特定合併等に係る破産法等の規定の適用関係

特定合併等について、破産法等の規定の一部を適用しないこととした。（第一二六条の三三関係）

(18)　特定承継金融機関等の設立等

内閣総理大臣は、特別監視金融機関等の債務等承継のため必要があると認めるときは、機構が特定承継金融機関等を子会社として設立する旨の決定等を行うことができることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一二六条の三四～第一二六条の三七関係）

(19)　特定再承継金融機関等に対する特定資金援助等

特定再承継を行う金融機関等で特定承継金融機関等でない者等が、機構が特定再承継を援助するため特定資金援助を行うことを機構に申し込んだ場合には、内閣総理大臣が、一定の要件に該当する場合に限り特定再承継について認定を行うことを前提に、機構は、特定資金援助を行う旨の決定をすることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一二六条の三八等関係）

(20)　特定負担金の納付等

金融機関等は、機構の危機対応業務（特定認定に係る金融機関等又は特定承継金融機関等に係るものに限る。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、特定負担金を納付しなければならないこととしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。

政府は、特定負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに限り、機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができることとした。（第一二六条の三九及び第一二五条第一項関係）

(21)　特定の債務の弁済のために必要とする資金の貸付け及び破産法等の特例等

機構は、特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等からその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済のために必要とする資金の貸付けの申込み等を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込み等に係る資金の貸付けを行う旨の決定をすることができることとした。

破産手続開始の決定等があるときは、破産法等の規定にかかわらず、当該債務の弁済を許可すること等ができることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一二七条の二及び第一二七条の四等関係）

(22)　資産の買取り

機構が資産の買取りを行うことができる対象に、特別監視金融機関等を追加することとした。（第一二九条関係）

(23)　委託者の地位の移転手続の特例等

特定破綻金融機関等は、特定救済金融機関等との間の事業の譲渡に係る契約をもって、信託契約の委託者の地位を移転することができることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一三三条の三等関係）

(24)　振替手続の特例

特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で事業の譲渡に係る契約が締結されたときは、特定破綻金融機関等が開設した加入者の口座は、特定救済金融機関等が開設した加入者の口座とみなすこととしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一三二条の四関係）

(25)　根抵当権の譲渡に係る特例等

特定破綻金融機関等は、移転根抵当権に係る根抵当権設定者の承諾を得ることなく、特定承継金融機関等に対する事業の譲渡により元本の確定前に移転根抵当権を移転債権の全部とともに譲渡することができることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一三三条の二等関係）